

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例施行規則の改正について

くらし・環境部 環境局廃棄物リサイクル課

1 要旨

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例第 17 条では、産業廃棄物処理業者に対し、受託した産業廃棄物の処理の状況について、知事への報告を義務付けており、知事は、報告された処理の状況について、同条例施行規則第 16 条に定める事項を公表するものとしています。このたび、公表方法の変更に伴い、公表事項を変更する条例施行規則の改正を行います。

2 改正概要

現在、産業廃棄物処理業者から報告された月ごとの処理の状況（搬入量等）を、県ホームページに掲載している静岡県産業廃棄物処理業者 WEB 検索システム（以下「WEB 検索システム」といいます。）により公表しており、処理業者ごとに閲覧することができます。

今回、WEB 検索システムを廃止し、利便性向上のため全処理業者の処理の状況を一覧表でホームページに掲載します。これに伴い、閲覧しやすいよう、月ごとの処理の状況の公表を廃止し、年間の処理の状況を公表することとします。

	改正前	改正後
公表事項	氏名及び住所（法人の場合は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	氏名及び住所（法人の場合は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
	許可番号及び事業の範囲	許可番号及び事業の範囲
	【産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者の場合】 産業廃棄物の保管施設への産業廃棄物の <u>種類ごと及び月ごとの搬入量及び搬出量</u>	【産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者の場合】 産業廃棄物の保管施設への産業廃棄物の <u>種類ごとの年間の搬入量及び搬出量</u>
	【産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の場合】 事業場ごと、産業廃棄物の種類ごと及び <u>月ごとの受入量及び処分量</u>	【産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の場合】 事業場ごと及び産業廃棄物の種類ごと の <u>年間の受入量及び処分量</u>
	その他知事が定める事項	その他知事が定める事項
公表方法	WEB 検索システムにより処理業者ごとに公表	全処理業者の処理の状況を一覧化した Excel ファイルを掲載

3 施行時期（予定）

令和 7 年 9 月 1 日

